



特集 平成28年度の主な税制改正

法人税関係

改正の概要

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度改正を更に推進し、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改正しています。

I. 法人税率の引き下げ

法人税率を、平成28年度には23.4%に、平成30年度には23.2%に引き下げます。

	従前	平成27年度	平成28、29年度	平成30年度
法人税率(注)	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

(注) 中小法人の軽減税率の特例(所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率:15%)は平成28年度まで延長されています。

II. 課税ベースの拡大等

(1) 減価償却制度の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定額法に一本化されました。(平成28年4月1日以後に取得等する資産について適用されます。)

(2) 生産性向上設備投資促進税制について、期限どおり、平成28年度に縮減、平成29年度に廃止します。

	～平成27年度	平成28年度	平成29年度
機械装置など	即時償却 or 5%税額控除	50%特別償却 or 4%税額控除	廃止
建物、構築物	即時償却 or 3%税額控除	25%特別償却 or 2%税額控除	廃止

(3) 欠損金繰越控除の更なる見直し

企業経営への影響を平準化するために平成27年度改正が更に見直されました。

	従前	平成27年度改正	平成28年度改正後
控除限度 (大法人) (注)	所得の80%	平成27年度 → 所得の65% 平成28年度 → 所得の65% 平成29年度以後 → 所得の50%	[平成27年度 → 所得の65%] 平成28年度 → 所得の60% 平成29年度 → 所得の55% 平成30年度以後 → 所得の50%
繰越期間	9年	平成29年度以後の欠損金 → 10年	平成30年度以後の欠損金 → 10年

(注) 中小法人等については、従前の控除限度額(繰越控除前の所得の金額100%)が存置されています。

III. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

地方公共団体が行う地方創生事業を国が認定する枠組み(地域再生法の改正)の下で、認定事業に対する寄附金額の一部を税額控除する制度が導入されました。

従前の損金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて・・・

(1) 法人事業税: 寄附金額×10%の税額控除(税額の20%(平成29年度以降は15%)を上限)

(2) 法人住民税: 寄附金額×20%の税額控除(税額の20%を上限)

(3) 法人税: (2)で控除しきれなかった金額と寄附金額×10%のうちいずれか少ない金額の税額控除(税額の5%を上限)

・・・個人所得税関係・・・

I. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋で、その相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限る。以下「被相続人居住用家屋」という。）及びその相続の開始の直前においてその被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等をその相続により取得をした個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、次に掲げる譲渡をした場合には、居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用することができることとされました。

(1) 当該被相続人居住用家屋（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにその敷地の用に供されている土地等の譲渡。

- ① その相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。
- ② 当該譲渡の時において地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合するものであること。

(2) 当該被相続人居住用家屋（次の①に掲げる要件を満たすものに限る。）の除却をした後におけるその敷地の用に供されていた土地等（次の②に掲げる要件を満たすものに限る。）の譲渡。

- ① その相続の時から当該除却の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。
- ② その相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

一言で説明すると、亡くなった人が古い家で一人暮らしをしていて空き家になった後、相続人が使わないまま譲渡した場合が該当します。

(留意点1)

当該譲渡の対価の額とその相続の時から当該譲渡をした日以後3年を経過する日の属する日の属する年の12月31日までの間に当該相続に係る相続人が行った当該被相続人居住用家屋と一体としてその被相続人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡の対価の額との合計額が1億円を超える場合には、本特例は適用できません。

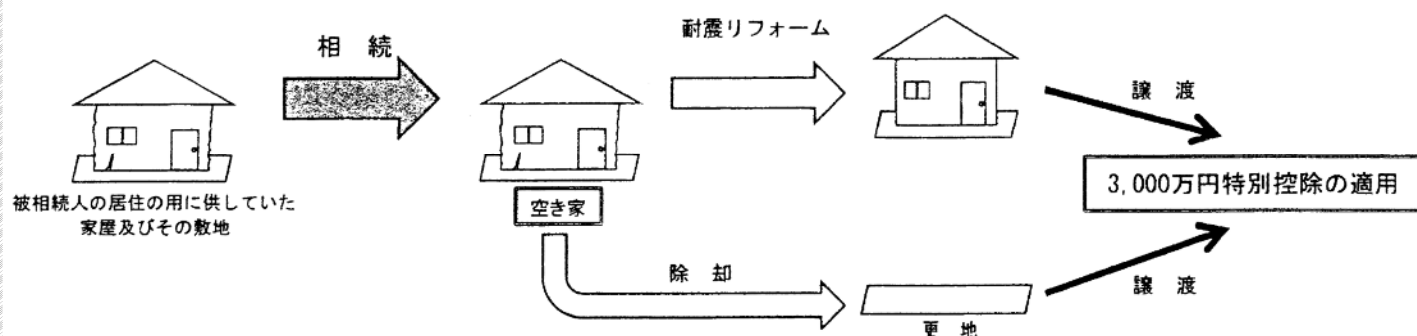
(留意点2)

本特例は、確定申告書に、地方公共団体の長等の当該被相続人居住用家屋及び当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等が上記(1)又は(2)の要件を満たすことの確認をした旨を証する書類その他の書類の添付がある場合に適用します。

(留意点3)

他の特例と選択適用となりますので詳しくは各担当者にご相談をお願いします。

<イメージ図－財務省資料より>



II. セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチ OTC 薬控除 (医療費控除の特例) の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」(注1)を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計一にする配偶者その他の親族に係る「一定のスイッチ OTC 医薬品」(注2)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。)の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が8万8千円を超る場合には、8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除することができます。

(注1)「一定の取組」とは、次の検診等又は予防接種(医師の関与があるものに限る。)をいいます。

- ① 特定健康診査 ② 予防接種 ③ 定期健康診断 ④ 健康診査 ⑤ がん検診

(注2)「一定のスイッチ OTC 医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)をいいます。

(留意点)

本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には、本特例の適用を受けることはできません。

【照井】

・・・社会福祉法人関係・・・

平成28年3月31日に改正社会福祉法が成立、公布されました。改正の主な内容は以下の通りです。

I. 社会福祉法人制度の改革

- (1) 経営組織のガバナンス強化(議決機関としての評議員会の必置、会計監査人の導入)
- (2) 事業運営の透明性の向上(計算書類・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規程整備等)
- (3) 財務規律の強化(社会福祉充実残額の明確化と福祉サービスへの再投計画策定の義務化)
- (4) 地域における公益的な取組み(無料又は低額な料金で福祉サービスを提供)を実施する責務の規定
- (5) 行政の関与の在り方

II. 福祉人材の確保の促進

- (1) 介護人材確保に向けた取組みの拡大・社会福祉施設職員等手当共済制度の見直し
- (2) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等・福祉人材センターの機能強化

なかでも当事務所としては社会福祉充実残額の算定と、社会福祉充実計画の作成について滞りなくお手伝いできるよう、情報収集及び所内研修に力を入れていきたいと考えています。

また、社会福祉法人会計基準が平成28年4月1日に従来の通知から省令として規定されました。各法人の経理規程において、貸借対照表及び収支計算書が財務諸表から計算書類へ変更となった為に該当表記個所の改定が必要です。また会計処理の基準(第3条)に旧通知番号の記載がある場合や、附属明細書として作成する書類(第4条の3項)に旧通知に基づく様式番号の記載がある場合(例:別紙2様式は、旧通知では引当金明細書、省令では拠点区分注記)等についても同時に改定が必要になりますのでご注意ください。

社会福祉法改正に伴う諸通知が未発出のなか、現時点で出来る事は新役員及び評議員の早め人選や、役員報酬規程の見直し、会計監査人設置法人においては会計監査人候補者の選定等になるかと思われますので、早めの準備をお勧めします。

【畠山】

○消費税率 10%への引き上げの再延期

消費税率 10%（国税 7.8%・地方消費税 2.2%）への引き上げが平成 29 年 4 月 1 日へ延期となっております。しかし、先日、安倍晋三首相は「世界経済が減速・不安定化する中で増税すれば国内の景気が冷え込み、政権が最重要課題に掲げるデフレ脱却が困難になる」との判断から、平成 31 年 10 月 1 日へ引き上げを再延期することを表明しました。

なぜ消費税率の引き上げを行うのでしょうか

理由として

☑社会保障制度の安定化促進

☑安定した税収の確保

☑社会保障費の予算の確保

などが挙げられます。

現在一番懸念されているのは社会保障費の増加とされています。今後、少子高齢化により、現役世代が急なスピードで減っていく一方で、高齢者は増えていきます。社会保険料など、現役世代の負担が既に年々高まりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の税率の引き上げを行えば、一層現役世代に負担が集中することとなります。特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと国では考えています。



【次藤】

<きずな事業部より>

当事業部も応援している「オーガニックフェスタ in いわて」が北上市展勝地において今年の 9 月 3 日（土）、4 日（日）に開催されます。県内の安全な農産物や無添加食品のマーケットの他、豪華ゲストを招いてのオーガニックトークと、音楽ライブ、セミナー、ワークショップなど盛りだくさんのイベントです。4 日の午後には歌手の、**加藤登紀子**さんが出演され、お話と歌を披露してくださいませ。ご興味のある方は、ぜひお越し下さい。

【きずな事業部担当：日野 TEL090-3230-1439】

・・・マイナンバー制度について・・・

マイナンバー（個人番号）や法人番号が、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されています。税務関連では、申告書や法定調書などを税務署に提出する場合にマイナンバー（個人番号）や法人番号の記載が必要になります。そのため今後当事務所では関与先の皆様（年末調整作業に関しては関与先の皆様の従業員を含む）からマイナンバー（個人番号）の提供を受ける作業を本格的に進めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

【千葉】

・・・あとかぎ・・・

希望郷いわて国体の開催まで 100 日を切りました。今回、「テニス競技」の補助審判の立場でこの国体に関わることになりました。実際に関わってみて、各競技の関係者や各競技が開催される自治体の関係者など本当に多くの人の支えで国体が成り立っていることに気づかされました。意味合いは違いますが、私たちが日常の仕事や生活において多くの人がお互いに支え、支えられ日々を過ごしているのではないのでしょうか。周囲への感謝を忘れず、日々過ごしていきたいものです。

【ニュース委員会（千葉）】